防整技第１４５３５号
令和２年　９月１５日

防衛大学校総務部管理施設課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
防衛装備庁長官官房会計官
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
殿

整備計画局
施設技術管理官
（公印省略）

自衛隊施設の火薬庫整備における保安距離の確認について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和２年９月１５日から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙
写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（情報・武器・車両担当）

別紙

自衛隊施設の火薬庫整備における保安距離の確認要領

第１　確認要領の目的

本要領は、自衛隊施設における火薬庫を新たに整備する場合において、保安物件までの保安距離が適切に確保されていることを建設工事段階で確認することを目的とする。

第２　保安距離の確保

地方防衛局等の建設工事の実施をつかさどる部署（以下、「工事担当部署」という。）は、自衛隊の火薬類貯蔵及び取扱施設設計基準について（防整技第７１６８号。２８．３．３１）５保安物件及び保安距離（２）保安距離を十分に理解し、保安距離を適切に確保するものとする。

第３　保安距離の確認要領

１　建設工事

地方防衛局等の工事担当部署は、施工前の火薬庫の位置確認時及び工事完成後、当該火薬庫が経済産業省に承認された火薬庫設置承認申請書の保安物件までの保安距離に位置していることを実測により確認し、結果をプロットした図面を現地部隊に提出するものとする。

２　保安距離確認方法

保安距離を実測により確認する方法は、原則として、巻尺、レーザー測距装置、GPS（保安距離に対する余裕未満の精度があるものを基準）等の計測器材により測定するよう努める。地形の起伏等により、直線での測定を困難とする正当な事由がある場合は、三角測量、保安距離の分割、平行移動等、他の測定方法を用いて測定することもできるものとする。

また、駐屯地等の近傍に保安物件が存在せず、保安距離に百メートル以上の余裕があるなど、上記巻尺等による測定を行わない合理的な理由がある場合に限り、地図による測定を行うことができるものとする。その際、地図については、国土地理院地形図（電子地形図を含む。）又は国土地理院地形図を基に作成された地図であって、縮尺二万五千分の一以上のものを使用することとする（その他のインターネット上で提供されているサービス等は使用してはならない）。

第４　工事特記仕様書への記載

工事特記仕様書には、以下を記載するものとする。

○　施工前の火薬庫の位置確認時及び工事完成後、当該火薬庫が監督官から貸与される火薬庫設置承認申請書に示す保安物件までの保安距離に位置していることを実測により確認し、結果を工事監督官へ報告するものとする。 計測方法については、監督官に確認するものとする。

第５　細　則

本通知に基づく保安距離確認にあたり、疑義が生じた場合は、整備計画局施設技術管理官と調整するものとする。

参考：　「自衛隊の火薬類貯蔵及び取扱施設設計基準について」（防整技第７１６８号。２８．３．３１）

５保安物件及び保安距離（２）保安距離

保安距離とは、火薬庫等の万一の発火又は爆発に際しての危害を考慮し、予め、その付近の保安物件に対し、保有せしめる安全距離で、火薬庫等の外壁から、それぞれの保安物件に対する水平最短距離をいう。